

別紙 1

鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定基準

旧横浜地方法務局鎌倉出張所における保育所整備を行う事業者の選定について、選定基準を次のとおり定める。

1 事業者の選定方法

事業者の選定については、鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が事業者を選定し、その選定結果に基づき、市長が決定する。

2 資格審査

選定に先立ち、申込者が、鎌倉市民間保育所等整備運営事業者公募要項で定めた資格要件を満たしているか、提出した申込書類等に基づき資格審査を行う。資格審査は、こどもみらい部保育課が行い、選定委員会へ報告する。

3 選定方法

- (1) 選定は、2の資格審査で資格要件を満たしていると確認された申込者について、申込書類の書類審査及びヒアリングによる審査により、別紙2の「鎌倉市民間保育所等整備運営事業者選定評価配点表」に基づき、評価を行う。
- (2) 申込書類は、鎌倉市民間保育所等整備運営事業者公募要項により定める。
- (3) ヒアリング審査は、申込者が事業計画書等に基づき1者当たり15分以内でプレゼンテーションを行うものとする。その後、選定委員から20分程度の質疑応答を行うものとする。
- (4) 書類審査及びヒアリング審査を通して、選定委員の採点を総計し、その合計で最高点を獲得した事業者を選定事業者候補として選定する。ただし、原則6割を最低基準とする。
また、同一評価項目において、2人以上の選定委員の評点が1点の場合については、その限りではない。
- (5) 書類審査及びヒアリング審査において、委員の評価の合計点が満点の6割に満たない申込者は、選定事業者の対象としない。ただし、選定委員会の決定に基づき、条件を付けて選定事業者とすることができる。
- (6) 申請者が1者であっても選定を行い、委員の評価の合計点が満点の6割以上であれば選定事業者とする。
- (7) 選定委員の採点の結果、合計の最高点が2者以上において同点となった場合、選定事業者候補は選定委員会で決定するものとする。

4 その他

その他、事業者の選定に必要な事項については選定委員会で決定する。